

# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## 1 定義 及び 基本方針

### 【定義】<法第8条第15項>

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第2項の政令で定める者（注1）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（注2）を行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者（注3）により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。

ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準（注4）に適合していると認められた居宅要介護者についてのものに限る。

イ 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（注2）を行うこと。

（注1）介護職員初任者研修課程を修了した者（介護保険法施行令第3条1項、介護保険施行規則第22条の23及び条例第6条第1項第1号）

（注2）入浴、排せつ、食事等の介護、これらに付随して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話（介護保険法施行規則第17条の2）

（注3）保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（介護保険法施行規則第17条の2の2）

（注4）病状が安定期にあり、居宅において看護師又は前条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。（介護保険法施行規則第17条の2の3）

### 【基本方針】<条例第5条>

指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

## 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容 <条例第6条>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

ア 定期巡回サービス

訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話

・「定期的」とは原則として1日複数回の訪問を行うことを想定していますが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきもので、利用者の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではありません。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定します。

イ 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の可否等を判断するサービス

・利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応してください。また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替える等の対応を行います。なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないように努めます。

ウ 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

・随時の通報があつてから、概ね30分以内で駆け付けられるような体制確保に努めます。なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があります。利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得ます。

エ 訪問看護サービス

看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助

・訪問看護サービスについては、医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではありません。また、訪問看護サービスには定期的に行うもの及び随時に行うもののいずれも含まれます。

3 人員基準

<p>オペレーター &lt;条例第7条&gt;</p>	<p>&lt;随時対応サービスとして、利用者等からの通報に対応する従業者&gt;</p> <p>ア 提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>イ 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員</p> <p>・当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者は3年以上）従事した者をオペレーターとして充てることができます。この場合、「1年以上（3年以上）従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算した期間となります。</p> <p>ウ オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でないといけない</p> <p>エ オペレーターは専らその職務に従事する者でないといけない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス、随時訪問サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護、訪問看護若しくは夜間対応型訪問介護の事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる</p> <p>オ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次のいずれかの施設等が同一敷地内にある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、エの規定にかかわらず</p>
---------------------------------	---

	<p>ず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 短期入所生活介護事業所  (2) 短期入所療養介護事業所  (3) 特定施設  (4) 小規模多機能型居宅介護事業所  (5) 認知症対応型共同生活介護事業所  (6) 地域密着型特定施設  (7) 地域密着型介護老人福祉施設  (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所  (9) 介護老人福祉施設  (10) 介護老人保健施設  (11) 介護療養型医療施設  (12) 介護医療院</p> <p>カ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、エ及び※ 1 の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、※ 2 の規定にかかわらず随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができます。</p> </div> <p>※ 1 参考 条例第 7 条第 6 項</p> <p>随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>※ 2 参考 条例第 7 条第 1 項第 3 号</p> <p>随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が 1 以上確保されるために必要な数以上</p>
<p>訪問介護員等  &lt;条例第 7 条&gt;</p>	<p><b>1 定期巡回サービスを行う訪問介護員等</b></p> <p>ア 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数については、必要な数としていますが、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保することが必要です。</p> </div> <p><b>2 随時訪問サービスを行う訪問介護員等</b></p> <p>ア 提供時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が 1 以上確保されるために必要な数以上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>イ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて 1 以上配置している必要がありますが、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができるとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えありません。また、サテライト拠点を有する指定定期巡回・随時対応型訪</p> </div>

問介護看護事業所においては、本体となる事業所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たします。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。

□ 看護師等の資格を有している者については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）により、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務に従事することを認めています。なお、看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、訪問介護員等として雇用されているため、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではありません。

### 3 訪問看護サービスを行う看護師等

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）

- ・常勤換算方法で2.5以上
- ・看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師でなければならない
- ・看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、事業者との連絡体制が確保された者でなければならない

イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の員数については常勤換算方法で2.5人以上としていますが、これについては職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。

□ 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員についての勤務延時間数の算定については、次の通りの取扱いとなります。

a 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の実績がある事業所における、勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。

b 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためaの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当ではないと認められる事業所については、当該勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員が確実に勤務できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務延時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。

ハ サテライトの拠点があるときは、常勤換算を行う際の看護職員の勤務延時間数に、当該サテライト拠点における勤務延時間数も含めるものとします。

二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護職員が、オペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間として算入して差し支えありません。ただし、2のアのロにより訪問介護員等として定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うときの勤務時間については、当該常勤換算を行う際に算入することはできません。

ん。(当該勤務時間と訪問看護サービスを行う勤務時間を合算した時間数が、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数となる場合は、当該看護職員を常勤職員として取扱います。)

ホ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合は、常勤換算方法で2.5以上配置されていることで、双方の基準を満たします。なお、これに加えて指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合は、さらに常勤換算方法で2.5以上の看護職員の配置が必要であることに留意してください。

ハ 訪問看護サービスを行う看護職員は、オペレーターや随時訪問サービスを行う訪問介護員等のように、常時の配置を求めています。利用者の看護ニーズに適切に対応するため、常時、当該看護職員のうち1人以上の者と連絡体制を確保しなければなりません。

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

事業所の実情に応じた適当数（配置しないことも可能）

#### 4 計画作成責任者

事業所ごとに、オペレーター、定期巡回又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任し、利用者に対する計画の作成に従事する者（計画作成責任者）としなければならない

・オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意してください。なお、利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。

#### 5 共通事項

##### 訪問介護員の資格について

・介護福祉士、初任者研修修了者、実務者研修修了者又は介護員養成研修修了者とされています。

管理者  
<条例第8条>

ア 事業所ごとに配置すること

イ 専ら職務に従事すること

ウ 常勤であること

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する必要があります。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の業務を兼ねることができます。なお、管理者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等である必要はありません。

① 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等の職務に従事する場合

② 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合

③ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に事業所の管理業務に支障がないと認

	<p>められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問われませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において、入所者に対しサービス提供を行う、看護・介護職員と兼務する場合などは管理業務に支障があると考えられます。ただし、施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認められる場合もあります。）</p>
--	---

#### 4 設備基準

<p>設備及び備品 &lt;条例第9条&gt;</p>	<p>事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。</p> <p>※以下、地域密着型サービス事業における設備等のガイドラインから抜粋。詳細はガイドラインを御確認ください。</p> <p>【事業所の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所とは、各サービスを行う本拠であり、各サービスを提供するための専用の設備及び備品を備えた場所をいい、専用の設備及び備品は同一建物内に配置するものとします。</li> </ul> <p>【同一建物の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅の場合 区分所有しうる1戸を単位とし、設備等が申請法人で専有できることが必要です。</li> <li>・テナントビルの場合 契約している物理的に連続しているスペースとし、設備等が申請法人で専有できることが必要です。</li> </ul> <p>※集合住宅、テナントビルにおいて、共用部分を通っていく2区画では事業はできません。（廊下、エレベーター等の共用部分は申請法人で専有できないため不可）</p> <p>例 2区画を借り受け、または、所有して設備を配置することは一体的とはいえません。各区画内で事業に必要な設備を配置してください。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>【必要な設備及び備品】</p> <p>※次のア、イ及びエは全て同一区画内に配置する必要があります。ウについて、テナントビルのように共用の場合は、従業者、利用者及び家族（相談来所時等）の利用に支障がないと認められる場合</p>
---------------------------------	---

は、共用でも構いません。

#### ア 事務室

・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。

・他のサービスと共用することも可能ですが、机、椅子、P C、鍵付き書庫等についてどのサービスで利用するのか明確に特定してください。（平面図に明記する）

〈事務室内に配置が必要な備品〉

- ・机、椅子
- ・鍵付き書庫（サービスごとに鍵のかかるキャビネットに分ける）
- ・P C
- ・オペレーションシステム※
- ・ケアコール端末※
- ・手指消毒設備
- ・電話、F A X、コピー機等 その他サービスに必要な備品

※ オペレーションシステムは、「①利用者からの通報を受けるための機器等」「②利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等」「③利用者に配布するケアコール端末等」を活用し、主に随時対応サービスの提供に必要な設備です。

なお、指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、随時対応サービスの提供に必要な設備を双方の事業で共用することができます。

##### ① 利用者からの通報を受けるための機器等

利用者からのコールを受けて、オペレーターが対応するための機器です。必ずしも事業所に固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもでき、携帯電話等であっても差し支えありません。

ただし、利用者からの通報を受けた際に、瞬時に利用者の心身の状況等の情報が把握できる必要があります。

##### ② 利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等

オペレーターが利用者からの通報を受けた際に、瞬時に利用者の心身の状況等の情報が確認できるよう、情報を蓄積しておくための機器です。事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも事業所において機器等を保有する必要はありません。

また、常時利用者の情報にアクセスできる体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれます。

##### ③ 利用者に配布するケアコール端末等

ケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンをおすなどにより、簡単

	<p>にオペレーターに通報できる端末です。</p> <p>オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するもの、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの、部屋のどこにいても通報できるペンダントタイプのもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するよう工夫してください。</p> <p>利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対しケアコール端末や携帯電話等を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えありませんが、全ての利用者に対して一律に配布しないということではなく、適切なアセスメントのもと必要な方には簡単にオペレーターに通報できる端末を配布するなど利用者が安心して在宅生活を送れるように配慮してください。</p> <p>なお、利用者に配布するケアコール端末等の機器代については利用者に負担を求めることはできませんが、利用者宅から事業所に通報する際の通信料（電話代等）は利用者負担になります。</p> <p>イ 相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。</li> <li>・車いすをご利用の相談者や足腰の弱い相談者が来所されることも想定されるため、1階に設置することが望ましいですが、やむを得ず2階、3階に設置する場合は、利用者及び家族の安全を考慮した対応策を講じてください。（エレベーターで移動できる場合を除く）</li> <li>・相談者のプライバシーの確保の観点から、原則個室とします。プライバシーの確保、話声、その他雑音等が聞こえない、相談することにふさわしい環境が整えられる場合にはパーテーション等で囲い、事務室等の中に設置することも可能です。</li> <li>・窓際に設置する場合には、外部から中の様子が見えないようカーテン等を取り付けてください。</li> </ul> <p>ウ 洗面台、トイレ</p> <p>エ（一体型の場合のみ）感染予防設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滅菌装置・・・シリンジ等を事業所内で滅菌する場合 （使い捨て機材を使用するなど事業所で滅菌しない場合は不要）</li> <li>・医療廃棄物の保管庫 ・・・医療廃棄物を事業所に持ち帰り、特別管理産業廃棄物として処理する場合に必要</li> </ul> <p>【一体型のサービスを行う場合の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅やテナントビルの一部を賃貸により事業所とする場合、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事務室と訪問看護の事務室は同一の部屋の中に設置する必要があります。（テナントビルの共用部分を通って行く複数の部屋を使用することはできません。）</li> </ul> <p>※詳しくは、地域密着型サービス事業における設備等のガイドラインを御確認ください。</p>
--	---

## 5 運営基準（主なもの）

<p>心身の状況等の把握 &lt;条例第15条&gt;</p>	<p>事業者は、サービスの提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければ</p>
-------------------------------------	--

	ならない
居宅介護支援事業者等との連携 <条例第16条>	<p>ア 事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない</p> <p>・これは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービス等を提供する者との連携の確保に努めなければならないことを規定したものです。</p> <p>イ 事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない</p>
利用料等の受領 <条例第22条>	<p>ア 事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる</p> <p>イ 上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書により得なければならない</p> <p>・利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められませんが、利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金口については、利用者が負担すべきものです）</p>
基本取扱方針 <条例第24条>	<p>ア 定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない</p> <p>イ 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない</p> <p>・指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供については、目標達成の度合い及びその効果等や、利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければなりません。</p>
具体的取扱方針 <条例第25条>	<p>ア 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする</p> <p>イ 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする</p> <p>・随時訪問サービスを適切に提供するため、定期巡回サービスの提供や看護職員の行うアセスメント等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行いやすい環境づくりに努めます。</p> <p>ウ 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする</p> <p>エ 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うものとする</p> <p>・訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って行います。</p>

	<p>オ 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする</p> <p>カ 特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする</p> <p>・訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。</p> <p>キ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする</p> <p>ク 介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする</p> <p>ケ 利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする</p> <p>・利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者が安心してサービスを受けることができますようにします。</p>
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成 &lt;条例第27条&gt;</p>	<p>ア 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の氏名、当該従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにします。</p> <p>・計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p> <p>イ 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならない。ただし、提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められたサービスが提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする</p> <p>・日々の定期巡回サービスの提供や看護職員によるアセスメントにより把握した利用者の心身の状況に応じた柔軟な対応が求められることから、居宅サービス計画に位置づけられた日時に関わらず、サービスの具体的な内容を定めることができるとしたものです。</p> <p>・利用者を担当する介護支援専門員に対しては、適宜、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を報告し、緊密な連携を図ります。</p> <p>ウ サービス計画は看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成しなければならない</p> <p>・介護と看護が一体的に提供されるべきものであることから、医師の指示に基づく訪問看護サービスの利用者はもとより、訪問看護サービスを利用しない者であっても、保健師、看護師又は准看護師による定期的なアセスメント及びモニタリング（概ね1月に1回程度）を行わなければならない。</p> <p>なお、訪問看護サービスの利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングについては、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うことで足りるものとします。</p> <p>なお、アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であることが望ましいですが、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は准看護師により行われることも差し支えありません。この場合において、当該保健師、看護師又は准看護師は、計画作成</p>

	<p>責任者から必要な情報を得た上で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の趣旨を踏まえたアセスメント及びモニタリングを行う必要があることから、在宅の者に対する介護又は看護サービスに従事した経験を有する等、要介護高齢者の在宅生活に関する十分な知見を有している者であつて、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在地の日常生活圏域内での他の事業に従事している等、利用者の当該地域における生活の課題を十分に把握できる者でなければなりません。また、当該アセスメント及びモニタリングに従事した時間については当該他の事業における勤務時間とはみなされないことに留意してください。</p> <p>エ 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、アに加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない</p> <p>オ 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、エの記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、カに規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない</p> <p>カ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、<u>利用者の同意を文書により得なければならない</u></p> <p>・計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行います。</p> <p>キ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない</p> <p>ク 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする</p> <p>・計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行うサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。</p> <p>ケ 訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない</p> <p>コ 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない</p> <p>・主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。</p>
同居家族へのサービス提供の禁止 <条例第28条>	<p>事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その<u>家族である利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない</u></p> <p>・家族の具体的な範囲については二親等以内とし、血族か姻族かは問いません。</p>
緊急時等の対応 <条例第30条>	<p>ア 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない</p> <p>イ アの従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない</p>

<p>管理者等の責務 &lt;条例第31条&gt;</p>	<p>ア 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない</p> <p>イ 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に規定等を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする</p> <p>ウ 計画作成責任者は、当該事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする</p>
<p>運営規程 &lt;条例第32条&gt;</p>	<p>事業者は事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない</p> <p>(ア) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(イ) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(ウ) 営業日及び営業時間</p> <p>(エ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(オ) 通常の事業の実施地域</p> <p>(カ) 緊急時等における対応方法</p> <p>(キ) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法</p> <p>(ク) その他運営に関する重要事項</p>
<p>勤務体制の確保等 &lt;条例第33条&gt;</p>	<p>ア 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかななければならない</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">・事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にします。</p> <p>イ 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、事業者が適切にサービスを利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護、夜間対応型訪問介護又は訪問看護の事業所との密接な連携を図ることにより当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を当該他の訪問介護、夜間対応型訪問介護又は訪問看護の事業所との契約に基づき、当該他の訪問介護、夜間対応型訪問介護又は訪問看護の事業所に行わせることができる</p> <p>ウ イの規定に関わらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>エ 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない</p>
<p>衛生管理等 &lt;条例第34条&gt;</p>	<p>ア 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>イ 事業者は、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければならない。</p>

<p>苦情処理 &lt;条例第39条&gt;</p>	<p>ア 事業者は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない</p> <p>イ 事業者は、苦情の内容等を記録しなければならない</p> <p>ウ 事業者は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない</p> <p>エ 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、ウの改善の内容を当該市町村に報告しなければならない</p> <p>オ 事業者は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない</p> <p>カ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、オの改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない</p>
<p>地域との連携等 &lt;条例第40条&gt;</p>	<p>ア 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（介護・医療連携推進会議）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対し定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・事業所の指定申請時には既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要です。</p> </div> <p>イ 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない</p> <p>ウ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない</p> <p>エ 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行わなければならない</p>

<p>事故発生時の対応 &lt;条例第41条&gt;</p>	<p>ア 事業者は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない</p> <p>イ 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない</p> <p>ウ 事業者は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p>
<p>記録の整備 &lt;条例第43条&gt;</p>	<p>ア 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない</p> <p>(ア) 勤務の体制に係る記録</p> <p>(イ) 請求に関して国保連合会に提出したものの写し</p> <p>イ 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、(ア)、(イ)及び(エ)から(キ)までの記録はその完結の日から2年間、(ウ)の記録はその完結の日から5年間保存しなければならない</p> <p>(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>(イ) 訪問看護報告書</p> <p>(ウ) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(エ) 主治の医師による指示の文書</p> <p>(オ) 市町村への通知に係る記録</p> <p>(カ) 苦情の内容等の記録</p> <p>(キ) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

「法」……………介護保険法

「条例」……………横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例

(平成24年12月28日横浜市条例第77号)